
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026年4月27日

Contents

- I. 【ケニア】コンピューター不正使用及びサイバー犯罪法に関する一部違憲判決
- II. 【インド】インドの External Commercial Borrowing(ECB)規制の抜本改正
- III. 【スリランカ】個人データ保護法
- IV. 【韓国】改正労働組合法の施行令・解釈指針等の公表
- V. 【韓国】営業秘密侵害における「取得・漏洩」の独立犯罪性を認めた大法院判決

I. 【ケニア】コンピューター不正使用及びサイバー犯罪法に関する一部違憲判決

1. はじめに

2026年3月6日、ケニア・ナイロビ控訴院は、コンピューター不正使用及びサイバー犯罪法(2018年)(以下「**本法**」という。)の一部規定について、憲法適合性を争う訴訟において、第22条及び第23条が定める「虚偽」情報の公表に対する刑事罰が違憲であると判断した。

本件は、The Bloggers Association of Kenya(以下「**BAKE**」という。)が、複数のメディア・市民社会団体の支援を受けて提起したものであり、本法の広範かつ曖昧な文言が、表現の自由、メディアの自由、プライバシー権、適正手続等を侵害すると主張した。これに対し、政府側は本法の有効性を擁護した。

裁判所は、本法がサイバー犯罪対策として一定の正当性を有することを認めつつも、国家が「虚偽情報」規制を口実として言論を抑圧することは許されないと明確に述べた。本判決は、インターネットサービスプロバイダー(ISP)、プラットフォーム事業者、IT関連企業にとって、コンテンツ規制・監視対応・データ開示実務に関する重要な示唆を含む。

2. 判決の要点

(1) 無効とされた規定

本法第 22 条は、虚偽、誤解を招く、又は架空のデータ・情報を、それが真正であると信じさせる目的、又はそれに基づく行動を促す目的で公表する行為を処罰対象としていた。

また、第 23 条は、印刷物、放送、データ、コンピュータシステム等を通じて、パニック、混乱、暴力の惹起又は名誉毀損につながり得る虚偽情報の公表を禁じていた。

(2) BAKE の主張

BAKE は、これらの規定が、ケニア憲法上保障される以下の権利を不当に制約すると主張した。

- ① 信念・良心・意見の自由(第 32 条)
- ② 表現の自由(第 33 条)
- ③ メディアの自由(第 34 条)

さらに、当該規定は、権利制限の要件を定める憲法第 24 条にも違反するとして、条文の過度な広汎性、曖昧性、法的予見可能性の欠如を問題視した。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、第 22 条及び第 23 条が、情報の発信者のみならず、虚偽性を認識せずに単に転送した者まで広く処罰し得る点を重視し、規定の射程が過度に広いと判断した。

また、裁判所は、情報の真偽は時点によって変化し得るものであり、一時点で「虚偽」と評価された情報が後に真実であると判明する可能性もあると指摘した。そのため、広範な「虚偽情報」処罰は、表現の自由に対する萎縮効果を生じさせるおそれがあるとした。

なお、裁判所は、本法が目的とする一部の規制は、すでに 2008 年国家一体性統合法第 13 条によって一定程度カバーされているとも述べた。

3. 実務上の示唆

(1) データ開示命令への対応は引き続き必要

裁判所命令に基づくトラフィックデータやコンテンツデータの開示義務は、なお有効である。もっとも、裁判所は、かかる命令について特定性及び比例性が厳格に要求されることを強調しており、包括的・無限定な要請は許容されない。

(2) 「フェイクニュース」関連の刑事リスクは後退

第 22 条及び第 23 条の違憲判断により、プラットフォーム事業者及び利用者は、国家が「虚偽」とみなす情報を発信したことを理由として、直ちに刑事責任を問われるリスクが低減した。

これは、プラットフォームにおけるコンテンツモデレーションの設計に影響を与え得る。刑事罰の存在は、事業者による過剰な削除・遮断を誘発しやすいが、今回の判断は、そのような萎縮効果を一定程度抑制する方向に働くと考えられる。

(3) ドメイン名関連規制は依然として重要

サイバースクワッティングは、本法上、なお刑事犯罪として存続している。

そのため、ドメイン登録・管理に関与する企業は、悪意あるドメイン取得を防止するための審査体制、紛争対応手続、監視措置を整備しておく必要がある。

(4) 監視・傍受権限は維持されるが、運用には慎重さが必要

本法第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条及び第 53 条は、デジタル証拠の収集、検索、押収、リアルタイムの傍受に関する権限を州当局に認める規定として有効とされた。

他方で、裁判所は、これらの権限が厳格かつ限定的に行使されるべきであることを明確にした。監視命令においては、少なくとも以下の事項が具体的に特定される必要がある。

- ① 対象犯罪
- ② 監視・傍受期間
- ③ データの利用・保存方法
- ④ データの最終的な破棄方法

4. まとめ

本判決は、ケニアにおけるサイバー犯罪規制の枠組みを全面的に否定するものではないが、表現の自由を不当に制約する広汎な刑事規制には歯止めがかかることを示した点で重要である。

ケニアで事業を行う ISP、プラットフォーム事業者、IT 企業にとっては、今後、以下の観点から自社の対応方針を再確認することが望ましい。

- ① コンテンツモデレーションポリシー
- ② データ開示要求への対応プロセス
- ③ ドメイン名管理・登録審査体制
- ④ 監視命令・傍受命令への法的対応

【ケニア】
弁護士 山口 健次郎

II. 【インド】インドの External Commercial Borrowing(ECB)規制の抜本改正

1. ECB 規制の抜本改正の背景と改正の概要

インド居住者がインド国外から借入を行うこと、またインド国外の者に対して(将来的に必ず株式に転換しなければならない強制転換社債以外の)社債を発行することは、インドの外為法である Foreign Exchange Management Act, 1999(以下「**インド外為法**」という。)の施行規則の 1 つである Foreign Exchange Management (Borrowing and Lending) Regulations, 2018(以下「**FEMBLR**」という。)上、External Commercial Borrowing(以下「**ECB**」という。)として、規制されている。

1991 年のインドの通貨危機後に制定されたインド外為法は、インドからの外貨流出を管理、制限することを、その主要な目的の 1 つとしている。インド国外からの借入やインド国外の者によるインド国内法人の社債引受けは、最初の借入・社債発行の段階ではインド国内に資金(当初借入額・社債発行額)が流入するものの、利払い等により、最終的な弁済・償還の段階では、結局、当初借入額・社債発行額よりも多くの金額がインド国外に流出してしまう。そのため、ECB は、従来、インド外為法及び FEMBLR により厳格に規制されてきた。

しかしながら、近時のインドの大幅な経済発展(2025 年のインドの名目 GDP は、日本を抜いて、世界第 4 位になる見通し)に伴い、ECB に対する厳格な規制は、かえってインド国内で事業を営むインド国内企業及び外資系企業の資金調達方法を制限し、インドの経済発展を阻害するものとして、その弊害が指摘されてきた。

そこで、インド準備銀行(Reserve Bank of India)は、ECB 規制の抜本改正の検討を開始し、2025 年 10 月のパブリックコメント募集を経て、2026 年 2 月 9 日付けで、FEMBLR の改正規則を成立させた(以下「**改正法**」という。)。なお、改正法は、同月 16 日に官報公示されており、即日施行されている。

改正法は、「ECB の原則自由化」と言っても過言ではないほどに、従来の ECB に関する規制を大幅に緩和するものであり、ECB の利便性を大きく高めるとともに、インド国内で事業を営むインド国内企業及び外資系企業によるインド国外からの資金調達の柔軟性を高めている。

以下では、改正法のうち、特にインド国内で活動する外資系企業(日系企業を含む。)による ECB での資金調達に大きな影響を及ぼすと考えられる内容を概説する。

2. 今回の改正の内容

(1) 金利(オールインコスト)上限の撤廃

① 改正前

改正前は、ECB の金利(正確には、金利だけでなく貸付人が借入人から徴収する手数料等のコストを全て含めたオールインコスト(all-in-cost))の上限が定められており、外貨建ての ECB の場合には「基準レート+500bps」、インドルピー建ての ECB の場合には「基準レート+450bps」が、それぞれ上限とされていた。

また、期限前弁済の手数料(一種のパナルティ)や、債務不履行やコベナンツ違反の場合の違約金は、当該時点での残存元本に適用される約定利息に 2%を加えて算出される金額以下でなければならないとされていた。

② 改正後

改正後は、上記金利(オールインコスト)上限及び違約金上限が完全に撤廃され、いずれも市場実勢に沿って定められていれば良いとされた。これにより、インド国外の貸付側は、インド国内の借入側の信用リスクや事業リスク等を考慮し、市場実勢に基づいて、金利(オールインコスト)や違約金を設定できることになった。

同改正により、ECB 規制上の金利(オールインコスト)上限及び違約金上限を理由に、リスクとリターンが見合わないとして ECB による貸付を躊躇してきたインド国外の貸付人が、高めの金利と引き換えに ECB による貸付を行うことができるようになった。これをインド国内の借入人の側から見ると、多少高い金利を支払えば ECB による資金調達ができるようになったと言え、特にリスクが高いプロジェクト等において、より資金調達方法の柔軟性が高まったと言える。

また、日系企業を含む外資系企業の場合、これまではインド国内の子会社・関連会社から利益を還流させる方法としては、配当や技術ライセンス契約によるロイヤリティ等に限られていたが、今後は、相応の金利を設定した ECB による貸付を行い、その利息により利益を還流させるという方法も検討できるようになった。

(2) 借入上限の引き上げ

① 改正前

改正前は、ECB の借入上限は、一事業年度あたり 7 億 5,000 万米ドルとされていた。

また、ECB の貸付人が、インド国内の借入人の株主である場合、外貨建て ECB の借入額は、借入人の資本金額の 7 倍以下でなければならないとされていた。

② 改正後

改正後は、ECB の借入上限は、①貸付残高 10 億米ドル、又は②借入人の純資産額(直近の監査済み貸借対照表の金額)の 300%のいずれか高い方とされた。また、ECB の貸付人が、インド国内の借入人の株主である場合の「資本金額に対する 7 倍上限規制」は、撤廃された。さらに、金融セクターの規制当局によって規制されている企業については、ECB の借入上限そのものが撤廃された。

改正後の ECB の借入上限は、改正前の一事業年度あたりの上限ではなく、貸付残高ベースでの総額上限に変更されている点に注意が必要である。

(3) 最低満期期間の変更

① 改正前

改正前は、ECB の最低満期期間 (Minimum Average Maturity Period) は、基本的には 3 年間とされていたものの、一定の種類 of ECB については、下表のとおり、それとは異なる最低満期期間が定められており、実質的には借入の種類によって最低満期期間が異なる状態だった。

ECB 借入の種類	最低満期期間
製造業者による 1 事業年度あたり 5,000 万米ドル以下の借入	1 年
借入人の株主を貸付人とする ECB であって、運転資金目的、一般企業目的、ルピー建てローン弁済を目的としたもの	5 年
設備投資のために借り入れた、インド国内のインドルピー建てローンの弁済を目的とした ECB	7 年
借入人の株主以外の貸付人からの ECB であって、運転資金目的、一般企業目的のもの	10 年
設備投資以外のために借り入れた、インド国内のインドルピー建てローンの弁済を目的とした ECB	10 年

② 改正後

改正後は、最低満期期間は原則として 3 年間とされた。

ただし、例外的に、製造業向けの短期借入についてのみ、貸付残高が 1 億 5,000 万米ドル以下である場合には、満期期間を 1 年以上 3 年以下の期間とすることが認められた。

(4) 借入資金使途制限 (end-use restrictions) の緩和

① 改正前

改正前は、ECB によって借り入れた資金は、株式投資、不動産投資 (タウンシップの開発等の不動産プロジェクトを除く。)、他社への貸付等には使用されてはならないとされていた。

② 改正後

改正後は、ECB によって借り入れた資金であっても、(短期的、市場投機的なものを除く。)株式投資に使用できるようになり、また不動産投資や他社への貸付については、制限は残っているものの、改正前よりも限定的な内容の制限となった。

これにより、例えば、「ECB で借り入れた資金で他社を買収する」、「ECB で借り入れた資金で、(改正前よりも広い範囲の)不動産プロジェクトに出資する」といったことが可能となった。

(5) 適格貸付人及び適格借入人の範囲の拡大及び明確化

① 改正前

改正前は、ECB の貸付を行うことができる適格貸付人は、「FATF 又は ICCSO 加盟国の居住者」等に限定されていた。

また、改正前は、ECB の借入を行うことができる適格借入人は、「外国直接投資を受け入れることができる全ての事業体」とされていた。Limited Liability Partnership (LLP)が、この「事業体」に含まれるかについて解釈が不明確であり、実務上、ECB を管理する外為取扱銀行(Authorized Dealer Category-I Bank)(以下「**AD-Bank**」という。)は、LLP への ECB を認めないことがほとんどだった。

② 改正後

改正後は、インド非居住者であれば、誰でも ECB の貸付を行うことができる適格貸付人となることができるようになり、「FATF 又は ICCSO 加盟国の居住者」等の要件は廃止された。これにより、適格貸付人となることができる者の範囲が広がった。

また、改正後は、インドの法律に基づいて設立、登記された事業体であれば、誰でも ECB の借入を行うことができる適格借入人となることができるようになった。これにより、インドの LLP 法に基づいて設立、登記される事業体である LLP についても、ECB の借入を行うことができることが明確になった。

従前は、特に適格貸付人については、きわめて厳格な資格規定(例:金融機関でなければ適格貸付人になれない、金融機関以外の場合、借入人の株式を一定割合以上保有する株主しか適格貸付人にはなれない、等)があったが、複数回の法改正を経て、今回の改正により、貸付人も借入人も、ほぼ自由化されたと言えるのではないかと思われる。

(6) 担保設定の自由化

① 改正前

改正前は、ECB に担保を設定する場合、AD-Bank の事前許可を得なければならないとされていた。この AD-Bank の事前許可は、AD-Bank の裁量によるため、ECB に担保を設定できるかどうかは AD-Bank 次第という、貸付人にとっても借入人にとっても不安定な状況となっていた。

また、知的財産権等の無形資産に対する担保設定については、スタートアップ企業に対するものを除いては、これを認める明文規定がなく、AD-Bank はこれを否定することが少なくなかった。

② 改正後

改正後は、ECB への担保設定は、(AD-Bank の事前承認なくして)自由にできるようになった。また、(スタートアップ企業に限らず)ECB に関して知的財産権等の無形資産に対する担保設定ができることも、明文で規定された。

ECB に対する担保設定が自由化されたこと、また無形資産に対する担保設定も認められたことで、貸付人がより安心して資金を貸し付けることができるようになり、借入人にとっても資金調達の実選択肢が広がったと言える。

(7) インドルピー建て ECB の外貨建て ECB への変更

① 改正前

改正前は、「外貨建て ECB を、他の外貨建て ECB に変更すること」及び「外貨建て ECB を、インドルピー建て ECB に変更すること」は、いずれも認められていたが、「インドルピー建て ECB を外貨建て ECB に変更すること」は禁止されていた。

② 改正後

改正後は、「外貨建て ECB を、他の外貨建て ECB に変更すること」及び「外貨建て ECB を、インドルピー建て ECB に変更すること」に加え、「インドルピー建て ECB を外貨建て ECB に変更すること」も認められるようになった。

これにより、ECB の内容を、より柔軟に変更することができるようになった。

(8) リファイナンス時の制限の撤廃

① 改正前

改正前は、ECB のリファイナンスを行う場合、リファイナンス後の ECB の期間が既存の ECB の残存期間よりも短くなってはならず、また新規 ECB の金利(オールインコスト)は、旧 ECB の金利(オールインコスト)よりも低くなければならないとの制限があった。

② 改正後

改正後は、リファイナンス後の ECB の期間については、「リファイナンス後の ECB の期間は、当初借入に適用される最低平均満期期間を満たすものでなければならない」という規制に変更され、また新規 ECB の金利(オールインコスト)は、旧 ECB の金利(オールインコスト)よりも低くなければならないとの制限は撤廃された。

これにより、ECB のリファイナンスを、より柔軟に行うことができるようになった。

3. 今回の改正が日系企業を含むインドの事業者に与える影響

上に述べたとおり、改正法は、「ECBの原則自由化」と言っても過言ではないほどに、従来のECBに関する規制を大幅に緩和するものであり、ECBの利便性を大きく高めるとともに、インド国内で事業を営むインド国内企業及び外資系企業によるインド国外からの資金調達の柔軟性を高めており、インドのより一層の経済発展に資するものと言えそうである。

また、今回の改正により、日系企業を含むインドの事業者において、運転資金や戦略的投資のための資金を、(資本金を構成してしまうことから回収が難しい)資本(equity)の形ではなく、債務(debt)の形で調達しようとする動きが増えていくことが予想される。

特に日系企業を含む外資系企業においては、インド国内の高い金利を避け、より低額な金利でECBにより事業資金を貸し付けることで、インド国内の子会社や関連会社のキャッシュフローを改善する等の利用の仕方が、より自由にできるようになったと言え、大きく使い勝手が良くなったと言えそうである。

<p>【インド】 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮</p>

III.【スリランカ】個人データ保護法

1. スリランカの個人データ保護法の概要

2022年3月、スリランカは、Personal Data Protection Act (No.9 of 2022)（「個人データ保護法」）を制定した。同法は、個人データの処理を規律する同国初の包括的な法的枠組みを確立するものである。同法は、特に欧州の一般データ保護規則(GDPR)などの国際的なデータ保護の動向に影響を受けており、スリランカにおけるデータ保護のルールを国際的な基準に整合させようとするものと言える。

スリランカ・データ保護局(Data Protection Authority of Sri Lanka)の設立に関する規定は2023年7月に発効し、法の運用を担う規制当局としてデータ保護局が設置された。続いて、制度的・管理的規定が2024年1月に施行され、データ保護局が運用・規制上の枠組みを整備することが可能になった。

しかし、データ保護に関する基本的な原則、データ主体の権利、データの管理者(controller)及び処理者(processor)の遵守義務といった同法の主要な実体的な規定はまだ施行されておらず、今後の施行により発効する予定である。これらの規定については、2025年3月の施行が予定されていたが、さらなる準備のために延期されることとなった。また、2025年10月、同法の改正法が成立し、越境移転規制を含む一部の規制内容が修正されている。

個人データを扱う企業は個人データ保護法の全面的な施行に備え、規制の動向を引き続き注視する必要がある。

2. 適用範囲

個人データ保護法は、以下のいずれかに該当する場合の個人データの処理に適用される。

- 個人データの処理の全部又は一部スリランカ内で行われる場合
- 管理者又は処理者がスリランカに居住(domiciled)又は通常の居住地を有する場合
- スリランカ法の下で設立された法人等である場合
- スリランカのデータ主体に商品やサービスを提供する場合(スリランカのデータ主体を特に対象とするものを含む。)
- スリランカのデータ主体の行動を特に監視する場合(スリランカにおけるデータ主体の行動に関して判断する目的でプロファイリングすることを含む。)

スリランカに拠点を有しない日本の事業者であっても、スリランカ居住者を明確に対象とした商品やサービスを提供する場合、あるいはスリランカ内の個人の行動をプロファイリングする場合には本法の適用対象となりうる。特にデジタル、オンラインで商品やサービスを提供する際には留意が必要と思われる。

3. 基本原則

個人データ保護法は個人データ処理を規律するいくつかの基本原則として、合法的な処理、利用目的の特定、利用目的に沿った利用、正確性の担保、保存期間、機密性の確保、透明性の確保、説明責任を履行するための体制の整備などの要件を定めている。

4. データ処理

個人データの処理が個人データ保護法において適法とされるには、データ主体の同意、契約の履行、法的義務の遵守、生命等の危険への対応、公的利益のために行われる事務の遂行やデータ管理者の正当な利益(ただし、データ主体(特に未成年)の利益が上回る場合を除く。)などが含まれる。

5. データ主体の権利

個人データ保護法はデータ主体の権利を規定している。これらの権利には、個人データへのアクセス権、処理が同意に基づく場合の同意撤回権、不正確なデータに対する訂正請求権、特定の状況におけるデータ消去(削除)請求権などがある。

6. 安全措置

個人データ保護法はデータ管理者に対して、個人データの安全性を確保するために適切な技術的及び組織的措置を実施する義務を課している。

7. 越境移転規制

個人データ保護法は個人データの越境移転を規制しているところ、この点については 2025 年の改正により比較的大幅な修正がされている。

個人データの管理者又は処理者は、同法のデータ保護の基本原則やデータ主体の権利、管理者・処理者の義務等の規定の遵守を確保する場合に限り、越境データ移転を実施できる。また、管理者・処理者は、第三国のデータ受領者がデータ主体の権利や救済措置について適切な保護措置を確保するよう法的拘束力・執行力のある契約等を確保しなければならない。

ただし、以下のような場合にはこの限りではない。

- ① データ主体への事前の情報提供とデータ主体の明示的な同意がある場合
- ② 契約の履行のために必要となる場合
- ③ データ主体に関する法的請求に必要な場合
- ④ 公共の利益の観点から必要となる場合
- ⑤ 生命等への緊急の危険に対応する必要がある場合
- ⑥ 個人データがスリランカを通過するだけの場合
- ⑦ その他法律が定める場合

公的機関が管理者・処理者の場合は、特定のカテゴリーの個人情報を越境移転してはならないとされている。

8. 日本企業の対応

上述のとおり、同法の施行は、段階的に実施されることが見込まれている。スリランカに関わる事業を行う企業は、データ保護当局が発出する規則、ガイダンス等に留意しつつ、全面的な施行に向けて準備する必要がある。

【スリランカ】
弁護士 大河内 亮

IV. 【韓国】改正労働組合法の施行令・解釈指針等の公表

1. はじめに

当事務所の [2025年9月号のニュースレター](#) では、韓国で改正された「労働組合及び労働関係調整法」(以下「改正労組法」という。)について、①「使用者」の範囲の拡大、②労働争議の対象の拡大、③労働組合活動に関する損害賠償責任の見直しを中心に紹介した。

その後、2026年2月24日、「労働組合及び労働関係調整法施行令」の一部改正案が韓国国務会議において議決され(以下「改正施行令」という。)¹、また、雇用労働部は同法に関する解釈指針(以下「解釈指針」という。)を確定した²。さらに、同月27日には、雇用労働部及び中央労働委員会が、「元請・下請共生交渉手続マニュアル」(以下「マニュアル」という。)³を公表している⁴。改正労組法及び改正施行令は、いずれも2026年3月10日に施行されている。

改正施行令並びに解釈指針及びマニュアルは、改正労組法により拡大された使用者性の判断、労働争議の対象及び元請使用者・下請労働組合間の団体交渉手続(上記①及び②の内容)を、具体化するものである。以下では、そのうち、実務上特に重要と思われる点を紹介する。

2. 使用者性判断の具体化

(1) 構造的統制を中心とする判断枠組み

改正労組法は、労働契約を直接締結していない企業等であっても、労働者の労働条件について実質的かつ具体的に支配・決定することができる地位にある場合には、その範囲で「使用者」に該当し得るものとしている(改正労組法2条2号後段)。

解釈指針では、使用者性判断の中核的要素として、労働条件に対する「構造的統制」を挙げている。すなわち、「契約外使用者」⁵(例:親会社や元請企業)が「関連労働者」⁶(例:子会社や下請企業に雇用される労働者)に直接指揮命令をしているか否かではなく、「契約外使用者」が、「契約使用者」⁷(例:子会

¹ 雇用労働部「労働組合及び労働関係調整法施行令一部改正令案」(大統領令第36159号)(2026年3月)

https://www.moel.go.kr/info/lawinfo/revision/view.do?bbs_seq=20260300080

² 雇用労働部報道資料「改正労働組合法施行に備え、政府の現場定着支援を通じた施行準備万全」(2026年2月24日)

https://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news_seq=18983

³ 雇用労働部「改正労働組合法関連、元請・下請共生交渉手続マニュアル」(2026年2月27日)

https://www.moel.go.kr/local/daegu/news/notice/noticeView.do?bbs_seq=20260201292

⁴ 解釈指針及びマニュアルは、いずれも法令ではなく、それ自体が法的拘束力を有するものではない。もっとも、解釈指針は原則として行政規則として理解され、雇用労働部は、雇用労働部及び労働委員会における改正労組法関連事項を、同指針を基準に執行する予定である。また、マニュアルも雇用労働部及び中央労働委員会が共同で公表した交渉手続の整理資料であることから、実務上、重要な参考資料となると理解されている。

⁵ 労働者と契約関係はない第三者ではあるものの、契約使用者との関係等を通じて当該労働者の労働条件を実質的かつ具体的に支配・決定し得る者(解釈指針第2章1)

⁶ 契約使用者に雇用される労働者のうち、その労働条件が契約外使用者によって実質的かつ具体的に支配・決定される者(解釈指針第2章1)

⁷ 労働者と直接契約関係にある使用者(解釈指針第2章1)

社や下請企業)による「関連労働者」に関する労働条件の決定について、その自律性を、「契約外使用者」と「契約使用者」との間の契約条件、業務指示書、管理システム等を通じて、継続的に制約・統制しているかが重要な要素になると整理している。また、これらの要素とあわせて、契約使用者の事業が契約外使用者の事業にどの程度組み込まれているか、どの程度経済的に依存しているかといった事情も補完的な考慮要素とされている。

他方で、解釈指針は、請負・委任関係があることのみをもって直ちに元請企業・委任者の使用者性が認められるわけではなく、一般的な請負契約上の納期・品質に関する要求や成果に関する通常の指示のみのより、労働条件に対する実質的・具体的支配が基礎付けられるものではないことも確認している。

(2) 個別の労働条件ごとの判断

解釈指針は、契約外使用者としての地位が、関連労働者の労働条件全体について包括的に認められるものではなく、実質的かつ具体的に支配・決定し得る個別の労働条件ごとに判断されることを明確にした。そのため、例えば、関連労働者の賃金・労働時間に関しては、元請企業等の使用者性が認められたとしても、福利厚生に関しては使用者性が認められない(その結果として、賃金・労働時間に関しては団体交渉の対象に含まれるが、福利厚生については団体交渉の対象外となる。)というケースも発生し得る。したがって、親会社や元請企業等の使用者性の判断に際しては、安全衛生、作業環境、福利厚生、労働時間、賃金等の論点ごとに実質的かつ具体的な支配の有無を検討する必要がある。

なお、解釈指針は、労働条件ごとに考慮要素を例示しており⁸、その概要は下表のとおりである。今後は、これらの要素について、元請企業が、下請企業の自律性をどの程度制約しているかが問われることになると考えられる。

労働条件	考慮要素(例示)
安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 作業場・設備等に対する支配・管理 安全関連予算の編成・執行に関する決定権 事故予防・事故対応・再発防止措置に関する実質的決定権 構造的な安全改善に関する決定・執行権限の集中
作業環境	<ul style="list-style-type: none"> 事務室・倉庫・休憩室等の利用可能区域、利用時間、利用人数上限等の設定 作業環境の改善要否・改善範囲・時期の決定への関与
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生施設等の利用可否・利用基準の実質的決定 成果給・賞与等の支給有無・水準や評価への関与 食費・交通費・福利厚生ポイント等の基準設定・変更への関与 福利厚生制度の基本基準・運営方式への関与
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間・交替制に対する統制 休日・祝日の稼働有無や稼働日数・時間の決定 休暇使用・交替変更、勤務表・勤務スケジュールの承認又は修正への関与
賃金・諸手当	<ul style="list-style-type: none"> 賃金テーブル、賃上げ率、各種手当の基準・金額への関与 元請企業の承認がなければ人件費調整が困難な構造 配置人員数・労働時間等を基準とする人件費の事実上の決定

⁸ 前掲注2 解釈指針第2章V

3. 労働争議の対象範囲の明確化

(1) 事業経営上の決定

改正労組法は、2条5号において「労働条件に影響を及ぼす事業経営上の決定」に関する主張の不一致を新たに労働争議の対象に加えたが、その範囲は必ずしも明確ではなかった。

この点、解釈指針は、合併、分割、事業譲渡その他の企業組織再編を目的とする経営判断それ自体は、直ちに「労働条件に影響を及ぼす事業経営上の決定」に該当するものではないとする。一方で、その実施過程における整理解雇、構造調整に伴う配置転換等、労働者の地位又は労働条件に実質的かつ具体的な変動を生じさせる措置は、「労働条件に影響を及ぼす事業経営上の決定」に該当し得るとしている。また、このような整理解雇や構造調整に伴う配置転換等が客観的に予想され、労使間の主張に不一致がある場合には、雇用保障等を求めて団体交渉を求めることができるものとされている。

(2) 労働者の地位に関する事項

また、改正労組法は、「労働者の地位」に関する決定についての主張の不一致を新たに労働争議の対象に加えている。解釈指針は、当該改正の趣旨について、非正規雇用労働者の正規職転換制度、昇進制度、定年延長基準等、多数の労働者に集団的に適用される人事上の原則・基準・手続の設定又は変更に関する紛争がこれに含まれることを明らかにするものであると説明する。

したがって、この点は、これまで必ずしも明確でなかった「人事制度上の基準等の設定・変更が労使関係上の論点となり得るか」という問いについて、これが含まれることを明確化するものであり、個別の労働者についての解雇の効力にかかる紛争や、特定人の昇進漏れに対する主張の不一致等を労働争議の対象に新たに含めることを意図するものではない点に留意が必要である。

(3) 明白な団体協約違反

さらに、改正労組法は、賃金、労働時間、懲戒・解雇、安全衛生等に関する「使用者の明白な団体協約違反」によって発生した紛争についても労働争議の対象に加えている。解釈指針は、「使用者の明白な団体協約違反」とは、団体協約の条項の文言上明確で、解釈上の争いのない事項の不履行に限定されるとしている。

4. 元請使用者・下請労働組合間の団体交渉手続の具体化

(1) 交渉単位の分離・統合

韓国では、交渉単位の分離・統合制度(労働組合法 29条の3)が設けられている。改正労組法により、元請企業が下請企業の雇用する労働者との関係で、労組法上の使用者に該当し得ることとなったため、改正施行令は、同制度を元請使用者・下請労働組合間の交渉にどのように適用するかを具体的に規定している。

まず、労働組合又は使用者は、使用者が交渉要求事実を公告する前、又は交渉代表労働組合が決定された後に、労働委員会に対し、交渉単位の分離又は統合を求めることができる(労働組合及び労働関係調整法施行令 14条の11第1項)。改正施行令は、同条に新たに4項を設け、契約外使用者と関連労働者との間の団体交渉に関する特則を規定している。すなわち、契約外使用者との交渉において関連

労働者に関する交渉単位を判断する場面では、労働組合間の利害関係の共通性又は類似性、他の労働組合による利益代表の適切性、労働組合間の対立が生じる可能性等を優先的に考慮するものとしている⁹。これにより、元請使用者・下請労働組合間の交渉について、現場の具体的事情に即した交渉単位の分離・統合を可能にしている。

(2) 公告手続等

また、改正労組法上、契約外使用者が関連労働者の労働組合(例：下請労組)から団体交渉を求められた場合には、その事実を他の関連労働者の労働組合にも知らせ、交渉に参加する労働組合を確定するための公告手続を経ることとされている(改正労組法 29 条の 2、施行令 14 条の 3 及び 14 条の 5)。改正施行令は、14 条の 3 第 3 項及び 14 条の 5 第 5 項にそれぞれただし書を新設し、契約外使用者の使用者性判断に時間を要する場合、労働委員会の決定期間(原則 10 日)を、1 回に限り最大 10 日の範囲で延長できることとした。¹⁰

5. 留意点

以上のとおり、改正施行令の施行、解釈指針及びマニュアルの公表により、前回紹介した改正労組法の内容のうち、特に使用者性の判断、労働争議の対象及び元請使用者・下請労働者間の団体交渉手続について、より具体的な内容が示された。その中でも、親会社・元請企業等が子会社・下請企業等の雇用する労働者との関係で労組法上の「使用者」に該当するか否かの判断について、①親会社・元請企業等が、子会社や下請企業による労働条件の決定について、その自律性を、親会社・子会社間又は元請企業・下請企業間の契約条件、業務指示書、管理システム等を通じて、継続的に制約・統制しているかが重要な要素になることが示されたこと、②これらの検討は、個別の労働条件ごとに行われることが示された点は特に注目に値する。

改正労組法が今後どのように運用されるのかについては、引き続き注視する必要があるが、韓国で下請構造を伴う事業を行う日本企業(現地法人を設立せず、支店又は連絡事務所等において事業を営む場合を含む。)としては、①その自律性を制約し得るほどの取引構造・関係性がある取引先の有無や、②これらの取引先の従業員の各労働条件のうち、どの労働条件に影響を与える可能性が高いのかをあらかじめ確認しておくことは有益であると思われる。

【韓国】 弁護士 龍野 滋幹 弁護士 曹 貴鎬 弁護士 河 卿琇
--

⁹ あわせて 3 項も新設されており、一般的な場面における判断基準について、従来 of 裁判例や労働委員会判断で示されてきた基準を明文化している。具体的には、交渉単位の判断に当たって、労働条件の顕著な差異、雇用形態及び交渉慣行等を考慮要素としている。

¹⁰ なお、マニュアルは、上記制度の運用を前提に、元請使用者・下請労働者間の交渉要求、公告、他の労働組合の参加、交渉代表労働組合の決定等の流れを整理している。

V. 【韓国】営業秘密侵害における「取得・漏洩」の独立犯罪性を認めた大法院判決

1. はじめに

2026年1月15日、韓国大法院は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下「不正競争防止法」という。)上の営業秘密侵害に関し注目すべき判決(以下「本判決¹¹⁾」という。)を言い渡した。不正競争防止法 18 条1項 1 号¹²⁾は、①営業秘密を外国において使用し、又は外国において使用されることを知りながら、②不正の利益を得る目的又は営業秘密保有者に損害を与える目的で、③営業秘密を「取得」、「使用」又は第三者に「漏洩」した場合を罰則の対象としている。韓国大法院は、上記③の要件に関し、営業秘密の使用の準備行為として共犯者間において営業秘密を受け渡す行為について、営業秘密の取得罪及び漏洩罪が別途成立し得る(後続の使用行為について成立する使用罪に吸収されるものではない。)旨を判示した。従前の実務においては、共犯者間における営業秘密の受渡しは、営業秘密の使用行為の一部として包括的に評価される傾向があった。したがって、本判決は、そのような実務上の解釈を変更する点で重要な意義を有するといえる。

本判決によれば、例えば、共犯者間で営業秘密を受け渡した後、当該営業秘密を不正に使用した場合には、一連の行為について使用罪一罪のみが成立するのではなく、使用罪に加えて取得罪及び使用罪が成立する可能性があり、営業秘密侵害行為について、より重い刑罰が科されうることになる。本判決は、半導体技術の外国への流出という国家的に重大な関心事にかかる事案であり、韓国国内でも注目を集めている。以下では本判決の概要を紹介するとともに、韓国において事業を営む日本企業への影響について考察する。

2. 判決の概要

(1) 事案の概要

被告人 X(元 A 社部長。以下「X」という。)、被告人 Y(元 B 社社員。以下「Y」という。)及び被告人 Z(B 社社員。以下「Z」という。)は、共謀して、中国会社において半導体蒸着装備を開発するために B 社が保有する営業秘密を侵害したとして起訴された¹³⁾。

本件において問題となった営業秘密は、B 社(A 社とは協力関係にある。)が保有する半導体蒸着装備の製作・組立に関する図面(以下「本件図面」という。)である。

¹¹⁾ サムスン電子半導体技術流出事件(2025ド 13231)

¹²⁾ 第 18 条(罰則) 営業秘密を外国において使用し、又は外国において使用されることを知りながら、次の各号のいずれかに該当する行為を行った者は、15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する。

ただし、罰金刑に処する場合において、違反行為により得た財産上の利益の額の 10 倍に相当する金額が 15 億ウォンを超えるときは、当該財産上の利益の額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処する。

① 不正の利益を得る目的又は営業秘密保有者に損害を与える目的で、次の各目のいずれかに該当する行為

ア 営業秘密を取得し、使用し、又は第三者に漏洩する行為

イ 営業秘密を指定された場所の外に無断で持ち出す行為

ウ 営業秘密保有者から当該営業秘密の削除又は返還を求められたにもかかわらず、これを継続して保有する行為

¹³⁾ 下級審においては、上記 3 名のほか 2 名も起訴され併合審理されている。

Yは、2022年5月9日、本件図面の一部を出力して無断で持ち出した。その後、2022年9月頃、Yは、Xの指示に基づき、Xらが韓国国内に構築したNASサーバー上に、本件図面の一部を取り込んだファイルをアップロードして共犯者間で受け渡し、つまり他の共犯者がアクセスできる状態にして漏洩行為を行った。

Zは、2022年6月9日、同様に本件図面の一部を出力して無断で持ち出し、同年9月頃、NASサーバー上にアップロードした。

被告人らは、NASサーバー上にアップロードされた本件図面を中国においてダウンロードした上で、これを中国会社の半導体蒸着装備の開発のために使用した。具体的には、Y及びZらは、2023年4月頃から同年6月頃にかけて、中国会社において、本件図面を参照し半導体蒸着装備の設計図面を作成したことにより使用行為を行った。

本判決の判断との関係で重要な争点は、本件図面又は本件図面を取り込んだファイルをNASサーバー上にアップロードし、共犯者間で受け渡す行為について、(中国会社において本件図面を参照し半導体蒸着装備の設計図面を作成した行為について成立する「使用」罪とは別に)「漏洩」罪が独立して成立するか否かである。

(2) 第一審及び控訴審の判断

第一審は、中国会社において本件図面を参照し半導体蒸着装備の設計図面を作成した行為(使用行為)について使用罪の成立を認めた¹⁴。他方、本件図面の一部を取り込んだファイルをアップロードして共犯者間で受け渡した行為(漏洩行為)については無罪と判断した。

控訴審は、Yの量刑を変更したほかは¹⁵、第一審の無罪部分を含め判断を維持した。

下級審が漏洩罪・取得罪の成立を否定した理由は、大要以下の2点である。

- 被告人らについて共同正犯として営業秘密の「使用」罪の成立認める以上、被告人それぞれが取得した営業秘密を被告人間で受け渡した行為は、共犯者相互間で当該営業秘密を使用するための手段に過ぎず、第三者に対する営業秘密の漏洩又は第三者からの営業秘密の取得と評価することはできない。
- 被告人間の営業秘密の受渡しによって、営業秘密の使用とは別個の独立した法益侵害の危険を発生させたものとも見ることが困難であるから、使用罪のほか、別途漏洩罪又は取得罪は成立しない。

¹⁴ Xに対し懲役7年及び罰金2億ウォン、Yに対し懲役1年6月、Zに対し懲役2年6月を言い渡した。

¹⁵ Xの量刑を懲役6年及び罰金2億ウォンに減刑した。

(3) 大法院の判断

大法院は、原審の判断を破棄し、行為①(共犯者間の営業秘密の受渡行為)についても、独立して漏洩罪及び取得罪を構成し得ると判断した。当該判断の論拠の概要は以下のとおりである。

- 第一に、不正競争防止法 18 条は、営業秘密を「取得」「使用」「漏洩」する行為等をそれぞれ独立した犯罪として規定しており、一方が他方に吸収される関係にはない。
- 第二に、不正競争防止法の改正は、処罰対象の拡大を通じて企業の営業秘密の保護を強化する方向で行われてきた。したがって、罪数の判断に当たっては、このような保護強化の趣旨を十分に踏まえる必要がある。
- 第三に、営業秘密の「使用」には、必ずしも「漏洩」又は「取得」が伴うものではない。例えば、既に当該営業秘密を認識している者は、「取得」行為を経ることなくこれを使用することが可能である。
- 第四に、共犯者間で営業秘密を受け渡した後、使用の着手まで至ったが既遂に至らなかった場合は未遂罪のみ成立し、刑の減輕が可能である。他方、共謀の射程に「使用」が含まれず単に営業秘密を受け渡したにとどまる場合は、漏洩罪及び取得罪の既遂罪が成立し、刑の減輕が不可能である。前者が後者よりも軽く処罰される可能性があるのは不均衡である。
- したがって、行為者が不正な利益を得る目的又は営業秘密保有者に損害を与える目的で、営業秘密を認識していない共犯者に受け渡す場合、共謀の射程に営業秘密の使用が含まれるか否か、実際に使用されたか否かを問わず、当該受渡し行為について不正競争防止法上の取得罪・漏洩罪がそれぞれ成立し得る。

3. 終わりに

冒頭で述べたとおり、本判決は、複数の行為者による営業秘密侵害行為を、その段階及び類型に応じて分析的に検討し、各段階及び類型ごとに独立した評価を加え得るとの判断枠組みを示した。これにより、従来は包括的に一罪として評価されていた一連の行為について複数の犯罪が成立し得ることとなり、結果として、より重い刑事責任を科し得ることになる。営業秘密侵害に対する抑止力が相対的に高まることが期待できることから、韓国において事業を行う日本企業のうち、特定の営業秘密が事業運営上の鍵となるような業態の企業にとっては歓迎すべき判断といえよう。

もっとも、本判決の判断枠組みを適用する前提として、単に結果としての営業秘密流出の有無を把握するにとどまらず、営業秘密流出後の伝達経路・時点も精緻に把握できる必要がある。したがって、重要な営業秘密を保有する企業としては、より一層十分な営業秘密管理体制を整備し、日頃から営業秘密管理を徹底することが重要であると思われる。

【韓国】 弁護士 龍野 滋幹 弁護士 曹 貴鎬 弁護士 南 秀燕
--

【セミナー】

西山洋祐弁護士が下記セミナーにて講師を務めます。

2026年5月27日(水)13:00-15:30

「メキシコの医薬品及び医療機器に関する市場・規制の最新動向～主要法規制や管轄当局/臨床試験・製造(GMP)規制/販売登録やラベリング・広告規制/輸入・関税対応等～」

お申込み:https://johokiko.co.jp/seminar_medical/AB260546.php (締切:5月26日12:00)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。